

# 広島市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成 26 年 12 月  
広 島 市



## 目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 基本理念（本市の目指すべき姿）	3
2 基本的視点	3
3 基本目標	4
4 施策体系	5
5 施策推進に当たってのポイント	6
第3章 計画の内容	8
1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます	8
(1) 子どもの貧困の問題に対する総合的な施策の推進	8
(2) ひとり親家庭への支援	9
(3) 障害のある子どもに対する支援	10
(4) 子どもの遊び場と居場所づくりの推進	12
(5) 児童虐待防止対策の推進	13
(6) 社会的養護体制の充実	15
(7) 子どもの権利の尊重と社会参加の促進	17
2 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることでできる環境づくりに取り組みます	18
(1) 子どもと親の健康づくりの推進	18
(2) 子育て家庭に対する養育支援	20
(3) 教育・保育サービスの充実	21
(4) 子どもの放課後等の居場所の充実	23
(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減	24
3 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます	25
(1) 社会全体で子どもを育てる環境づくり	25
(2) 地域における子育て環境の充実	26
(3) 子育てと仕事の調和のための就労環境の整備	27
(4) 安全・安心なまちづくり	28
4 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます	29
(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	29
(2) 多様な教育の推進	30
(3) いじめ、不登校、非行等対策の充実	31
(4) 青少年の健全育成	32

第4章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	……	34
1	教育・保育提供区域の設定	……	34
2	教育・保育の量の見込み及び確保方策	……	36
	(1)教育	……	37
	(2)保育	……	38
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	……	47
	(1)時間外保育事業	……	49
	(2)病児保育事業	……	52
	(3)一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	……	52
	(4)一時預かり事業(3)以外	……	53
	(5)利用者支援に関する事業	……	57
	(6)放課後児童健全育成事業	……	57
	(7)子育て短期支援事業	……	65
	(8)乳児家庭全戸訪問事業	……	65
	(9)養育支援訪問事業	……	66
	(10)地域子育て支援拠点事業	……	67
	(11)子育て援助活動支援事業	……	68
	(12)妊婦に対して健康診査を実施する事業	……	68
第5章	計画の推進	……	69
1	推進体制	……	69
2	計画の進行管理	……	69
参考資料1	子どもと子育て家庭を取り巻く現況	……	70
参考資料2	主な事業一覧	……	100

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

広島市では、平成22年度に、社会全体で子どもの成長を支えるという考えの下、すべての子どもとその家庭を支援する施策を推進するため、「広島市子ども施策総合計画」を策定しました。

この計画に基づいて、妊婦乳児健康診査事業等母子保健医療の充実、発達障害児の早期発見・支援体制の整備、児童虐待防止対策の推進など、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを行うとともに、保育園の整備、一時預かり等多様な保育サービスの提供、地域のオープンスペースの設置促進など、子育て家庭を支えるための環境づくりを進めてきました。

また、ひろしま型カリキュラムの推進、いじめ・不登校等対策の充実、電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進など、豊かな教育環境の形成に取り組むとともに、子どもの権利の啓発、子どもが運営する子ども参加型のイベントの実施など、子どもが社会に参加するための環境づくりを行ってきました。

しかしながら、核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を巡る環境が変化する中で、子育てに対する親の負担感や孤立感の増大による児童虐待や保育需要の増大に伴う待機児童の問題などが顕在化しています。

また、我が国の合計特殊出生率は、上昇傾向にあるものの、人口が安定的に維持できる水準を大きく下回っている状況に変わりはなく、未婚化、晩婚化が進行する中で、現状のまま推移すれば、今後長期的に人口が減少することが予測されています。この背景には、経済状況や労働環境、結婚・出産への価値観の変化、子育てに対する負担感の増大などの問題があります。

このような状況の中、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法(※1)」が成立し、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されます。市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭の状況及び需要について調査・把握した上で、教育・保育(※2)の量の見込みと確保方策等を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「広島市子ども施策総合計画」の計画期間が、平成26年度に満了することから、計画の見直しを行い、「子ども・子育て支援事業計画」と合わせて「広島市子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

人が住み続けたいくなる、また、誰もが安全や豊かさを享受し、地域に愛着と誇りを持って、生きることの素晴らしさを実感できる広島にしていくためには、未来を担う子どもの育成が重要です。

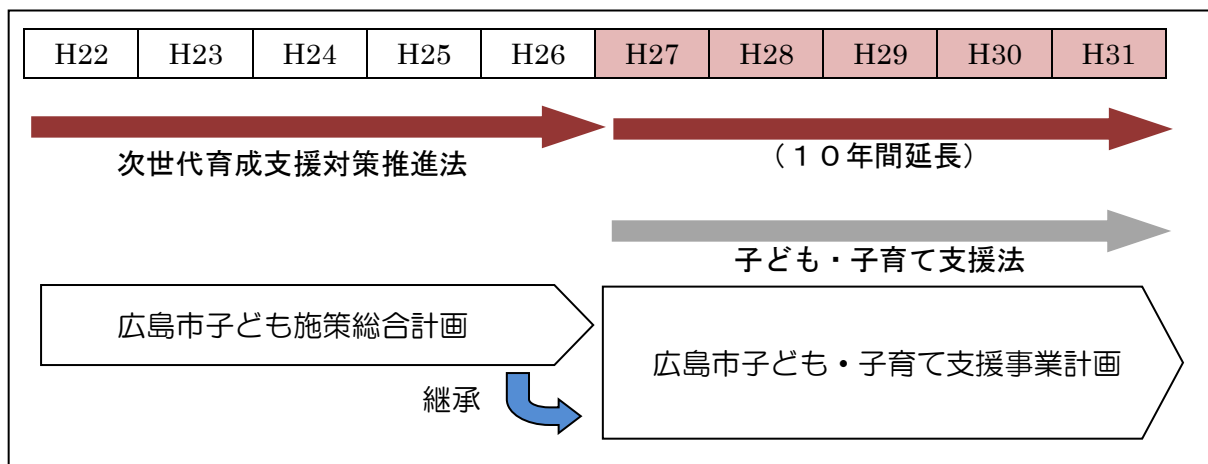
そのため、新たな計画に基づき、すべての子どもや子育て家庭を対象として、切れ目のない支援、多様で良質な子ども・子育て支援、地域コミュニティの中での子育てなどを重点として、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

※1 子ども・子育て関連3法

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※2 「教育・保育」

この場合の「教育」とは、満3歳以上小学校就学前の子どもに対して教育基本法に定める学校において行われる教育を、「保育」とは、養護及び教育（前述の「教育」を除く。）をいう。



## 2 計画の位置付け

- ・「第5次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画として位置付けます。
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画及び母子保健計画(※2)として位置付けます。

※2 21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえて、母子の健康や生活環境の向上を図るために策定する計画

## 3 計画の対象

すべての子ども(概ね18歳未満)及び子どもを育て又は育てようとする家庭、地域住民及び団体、事業者、行政など市内のすべての個人及び団体を対象とします。

## 4 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念（本市の目指すべき姿）

子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばし、自立性・社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できる「まち」の実現

本市では、未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の開発の礎になるため、子どもが幸福に暮らし、様々な個性や能力を伸ばし、自立性・社会性を身に付け、自立した大人へと健やかに成長できるよう、社会全体で子どもの成長を支えていくことを目指して、子どもに関する施策を推進してきました。

この計画においても、これを基本理念として掲げ、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

### 2 基本的視点

計画の策定に当たっては、現行の「広島市子ども施策総合計画」の基本的視点や「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、以下の5つを基本的視点とします。

#### （1）子どもの最善の利益が実現される社会を目指す

子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう支援するとともに、それぞれの子どもの主体性、能動性を大切にし、自分の持っている力を十分に発揮できる環境づくりに取り組みます。

#### （2）すべての子どもと子育て家庭を対象とする

一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するため、共働き家庭の子どもや片働き家庭の子ども、障害や疾病のある子ども、虐待等により社会的支援の必要性が高い子どもなど、すべての子どもと子育て家庭を対象とします。

#### （3）家庭の子育て力を高め、親の成長を支援する

子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることにより、実際の子育て経験を通じて親として成長できるよう、さらには子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることできるよう支援に取り組みます。

#### （4）地域社会全体で子ども・子育てを推進する

家庭を中心に学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、各々が協働しそれぞれの役割を果たすための仕組みづくりに取り組みます。

(5) 子ども・子育て支援の量と質の両面を充実する

幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

また、子どもが健やかに成長できるよう、出産前から乳幼児期、就学後まで切れ目のない支援に取り組みます。

### 3 基本目標

基本理念を実現するために、基本的視点を踏まえ、次の4つを基本目標に掲げ、総合的に施策を展開します。

**基本目標 1** すべての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます

**基本目標 2** 安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることもできる環境づくりに取り組みます

**基本目標 3** 社会のすべての構成員が役割と責任に応じて、協働して子育てを支援する環境づくりに取り組みます

**基本目標 4** 広島らしい教育を充実するための環境づくりに取り組みます

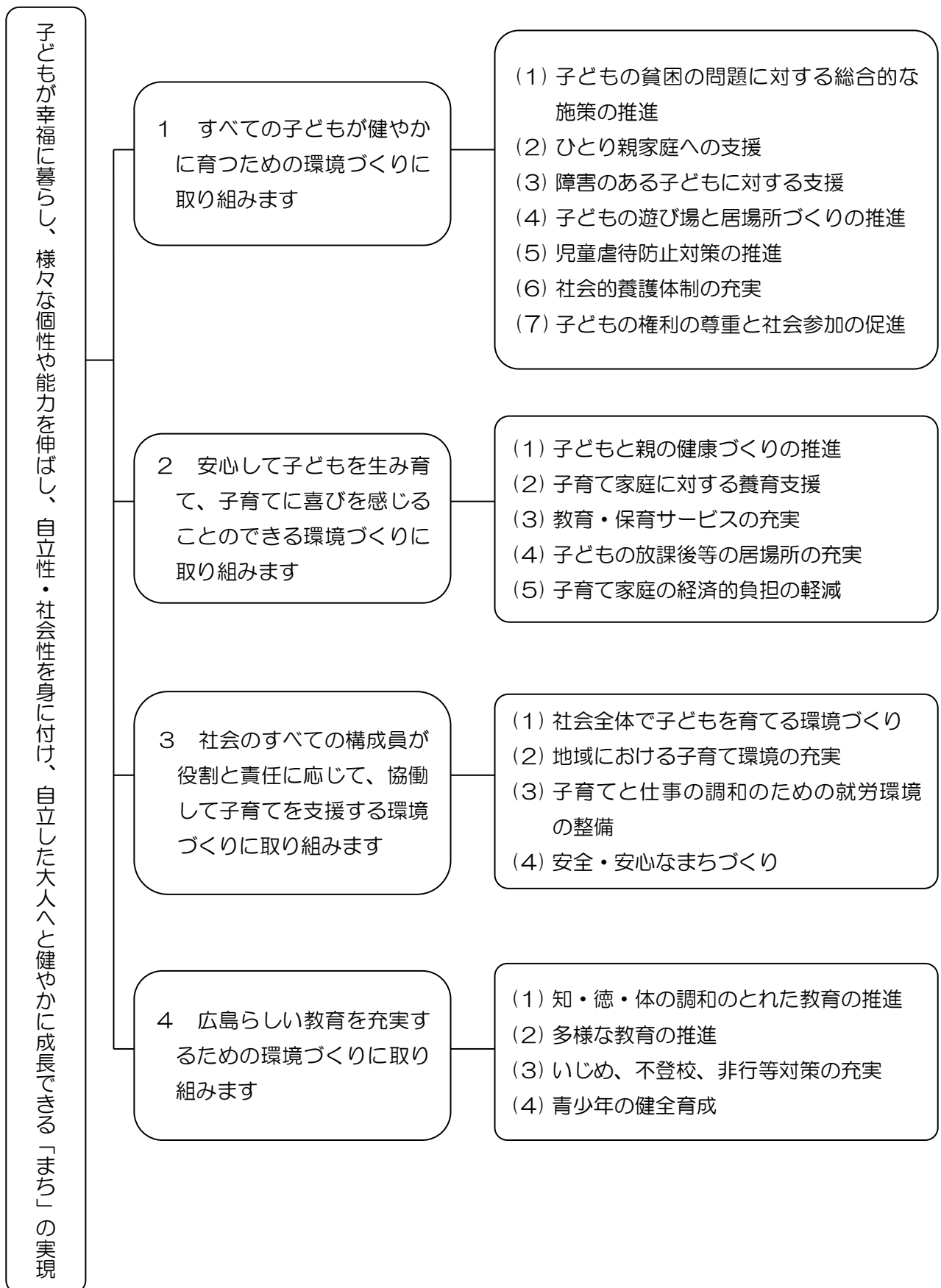


## 4 施策体系

### 【基本理念】

### 【基本目標】

### 【重点施策】



## 5 施策推進に当たってのポイント

すべての子どもや子育て家庭を対象として、切れ目のない支援、多様で良質な子ども・子育て支援、地域コミュニティの中での子育てなどに力点を置いて推進します。

### (1) 切れ目のない支援

#### ア 妊娠・出産期からの支援

少子化や核家族化の進展等に伴い、自身の子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげることは、子どもの健やかな育ちを実現するために、さらに、少子化対策や児童虐待の予防としても重要です。

#### イ 乳幼児期から就学後までの支援

子育て家庭の保育ニーズの増大に伴い、子どもの就学後も仕事と子育ての両立支援を図るため、放課後対策等の充実に取り組む必要があります。

##### <主な施策>

- ・産前・産後包括支援事業
- ・子育てに関する相談支援体制の充実
- ・放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）の充実

### (2) 多様で良質な子ども・子育て支援

共働き家庭を含め、女性の社会参加が増加し続けている中で、多様な社会参加と安心して子育てが両立できるような環境づくりが求められています。

幼児期の教育・保育について、その質を向上させるために、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を講じるとともに、待機児童を生じることなく、子どもや家庭の状況に応じた子育てができるように様々な対策を充実していくことが重要です。

##### <主な施策>

- ・教育・保育の質の向上
- ・多様な教育・保育サービスの提供
- ・保育園入園待機児童の解消

### (3) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

貧困、障害、虐待などにより社会的な支援の必要性が高い子どもが増加傾向にあります。一人ひとりの子どもの健やかな成長を等しく保障するには、こうした子どもとその家庭に対し、個々の状況に応じたきめ細かい支援が重要です。

#### <主な施策>

- ・ 貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労の支援の充実
- ・ 障害のある子どもへの地域等における生活支援の充実
- ・ 虐待の予防と早期発見・早期対応
- ・ 施設・里親等による養育支援の充実

### (4) 地域コミュニティの中で子どもを育む

子育ての第一義的責任は家庭にあります。子どもは、地域の人々と関わる中で様々な体験をしながら成長するものです。

子育て家庭が、地域の人々とつながりを持ち、地域の中で子育てができるよう、子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりなど、地域コミュニティにおける「子育て力」を高めていくことが重要です。

#### <主な施策>

- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 地域のオープンスペースの支援の充実

### (5) 「心身ともにたくましく、思いやりのある人」を育む

これからの国際平和文化都市広島を担い、国際社会に生きるという観点から、規範性、感性、体力、コミュニケーション能力をバランスよく兼ね備えた「心身ともにたくましく、思いやりのある人」の育成が求められています。

幼児期以降の学校教育においては、その基盤として、思考力、判断力、表現力など、社会を生き抜くための基礎・基本をしっかりと身につけることが重要です。

#### <主な施策>

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」の推進
- ・ 平和教育・学習の推進